

開 催 要 領

① 開催日時 令和8年 2月26日(木) 19:30~20:40

② 会 場 山梨県薬剤師会館 会議室
住 所 山梨県甲府市富士見1-2-4



【申込フォーム】

④ 申込方法 県薬ホームページ研修会一覧より

※各自、申込の確認を行っていただくことをお勧めします。

⑤ 申込締切日 令和8年 1月23日(金)【期日厳守】

⑥ 会 費 (一社)山梨県薬剤師会員 無料
山梨県病院薬剤師会会員 無料
上 記 以 外 5,500円(10%消費税込)

※インボイスが必要な方は事務局までお申し出ください。

⑦ 定 員 30名

※定員になり次第締め切りとさせていただきます。

※申込状況により非会員の方は、お断りさせていただく場合がございます。

⑧ そ の 他

本講習会は薬学教育協議会の実施要綱に則って行いますので、下記の点にご注意ください。

(a)修了証等準備の都合がありますので、申込締切日は厳守してください。

(b)代理受講及び当日参加はできません。

(c)講習会終了後に受講証をお渡しいたしますので、遅刻・早退・中座等された場合には、受講証等の発行は出来ませんのでご注意ください。

(d)更新要件があります。(別紙参照：認定実務実習指導薬剤師の要件について)

(一社)薬学教育協議会 『認定実務実習指導薬剤師認定制度実施要領』より一部抜粋

認定実務実習指導薬剤師の更新要件について

1 1. 更新申請

(1) 更新の条件

更新申請に際して満たすべき条件は次のとおりとする。

① 認定期間中に、実務実習生の指導実績が1例以上あること。

ただし、指導実績がない場合は、ない理由、その間の勤務状況の説明及び今後の指導の見込を記載した書類を提出すること。それに基づき委員会が個別に審査する。

② 勤務状況に関し、次のア、イ及びウのすべてを満たすこと。

ア 現に薬剤師実務に従事していること。

イ 認定期間中に3年以上病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

ウ 更新申請の直近1年以上継続的に病院又は薬局で薬剤師実務に従事していること。

③ 更新講習を受講していること。

更新講習は講習会形式の研修とし、その内容は、薬学教育モデル・コアカリキュラム及び薬学実務実習に関するガイドライン。

更新講習を受講できる者は、認定実務実習指導薬剤師の認定を受けた日から5年以上を経過した者とする。

(2) 更新に係る特例等

認定期間終了時に更新の条件が満たされていないために、更新申請を行うことができなかった者が、認定期間終了後2年以内に更新の条件をすべて満たすこととなった場合は、更新申請としての手続きをすることができる。ただし、この更新の有効期間の起算日は、通常の更新がなされたとした場合の起算日とする。

附則

- 更新申請受付期間は、認定の有効期間が終了する日の3か月前から前日（当日消印有効）までとする。